



横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.30

1996.2.10

〔事務局〕

〒101
東京都
千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

小野 貞さん追悼 支援する会結成10年の集い 再審実現、決意新たに

▼昨年九月末に亡くなられた第二次再審請求人、小野貞さんを追悼し、支援する会の結成一〇年を記念して、昨年二月八日、岩波セミナールームで集会を開きました。

集会では、小野さんの遺児お二人、小野新一さんと信子さんから、母の遺志について再審の実現をめざしてたたかいつづける決意表明があり、それを支えて再審裁判をすすめてゆくことを確認しました。

▼集会では、松川裁判以来、「冤罪事件」にかかわり、戦後日本の冤罪裁判の生き証人ともいえる関原勇先生から話を聞きました。関原先生は冤罪について個人雑誌を発行するなど、一貫して冤罪問題に取り組んでこられた方ですが（その一つとして横浜

事件再審裁判の弁護団にも加わってくださった）、今号の会報にはその労作である「冤罪年表」を転載させていただきます。貴重な資料です。保存してご活用ください。

▼集会ではそのほか、大川弁護団事務局長、日下部弁護団長のお話、また戦後まもない一九四九年から四〇年間判事をつとめ、いまは弁護士として弁護団に加わっておられる山本一郎先生から貴重なお話をいただきました。

また、第一次再審の請求人、小林英三郎、木村亨さんや映画監督の橋裕典さんのお話があり、そのあと懇親会で交流して終わりました。

▼第二次再審の焦点は、「細川論文」です。今号で今井清一先生の鑑定書を紹介しましたが、これからいよいよ本格的な論戦に入ります。

▼支援する会も第一〇期に入っています。会員更新がまだの方は、同封の振替用紙でぜひ会費（一口二千元）の振込をお願いします。

再審請求人は遺児・小野新一、信子さんが継承

今井清一先生の「細川論文」鑑定書、裁判所へ提出

◎第10期「支援する会」会員更新をぜひお願いします！

〈鑑定書〉(要約)

細川嘉六「世界史の動向と日本」のあらまし

今井清一

以下は検察・裁判所側が「共產主義的啓蒙論文」ときめつけ、これを校正した小野康人氏を有罪とするに至った細川論文についての今井清一先生の鑑定書の要約です。文中、(1)とあるのは『改造』昭和一七年八月号掲載分、(1)は九月号掲載分。(一)～(七)は論文の各項に当たります。

(文責・事務局)

一、人類史上、未曾有の危機

序にあたる(一)では、第二次大戦の渦中にある当面の世界情勢は、人類史上未曾有の危機に由来し、これにどう対処するかは、日本民族の将来にとつての重大問題と説きおこす。

ついで第一次大戦と今次大戦の間に重大な相違があるとし、各国の内分裂や、戦争に至る過程での列強の「重大局面を回避せんとする意図」をあげる。第一次大戦後、来るべき戦争の危険を鎮圧するための機関として国際連盟が樹立された。ここで基本原則に問題があったとされながらも、かつてない優れた実験だ

つたと、国際連盟が評価されていることは、注目に値する。

二、文明と文化の調整問題

(二)では、二〇世紀にいたって二回も世界大戦が起こったことは、人類史で積み重ねられた文明と文化の調整問題が世界的規模で提起されたことの表われだとする。文明とは「人類の自然界支配力の体系」であり、文化とは「文明と連関する人類の生活価値の体系」である。恐慌や空前の軍備大拡張は、文明発達が生み出した矛盾である。(三)では、文明の発達に対応する精神的な問題として、近代科学の勃興をもたらした自由平等の思想を取り上げる。科学とその応用は樂觀をもつて迎えられたが、一九世紀末以降は、現代文明への懐疑と絶望が高まった。これは文明と文化の調整が世界問題となっていることを示している。

三、国際連盟の意義とその失敗

(四)以下で、文明と文化の調整問

題解決の試みを検討する。第一次大戦から第二次大戦まで、列強世界指導層は問題解決のための政策をおこなった。国際連盟、ワシントン条約、不戦条約、世界経済会議、産業合理化による生産の拡大。彼らが真剣にかつ全知能を集中した努力を評価する、注目すべき指摘である。

しかしそこに英米仏の支配力を維持しようとのねらいがあり、列強は植民地半植民地の民族的自覚を理解し得ず、植民地に対する圧迫と搾取に全力を傾注した。来たるべき世界戦争はソ連に対する帝国主義列強共同戦争であろうと主張されたが、実際にはそうはならず、列強の死活的利害の平和的解決の不可能から惹起された。それは列強の指導層の知力と方策が、資本主義世界の矛盾を解決できなかったことを示す。

四、ソ連と周辺共和国の経済発展

(五)は最近二十年間の資本主義世界の行き詰りが世界の動きのすべてで

はなく、他の半面にはソ連の発展と植民地半植民地における民族独立運動の昂揚がある、と説き起こす。ソ連は革命後のどん底状態から新経済政策、五カ年計画を成功させた。それとともに深刻な国内革命も激化し、「血の粛正」がおこなわれた。

とくに叙述の力点がおかれているのは、東方アジアを含む周辺諸共和国における経済建設である。ソ連は全民族の平等と自決を民族政策の基礎としたが、後進民族が近代工業の発展によって鍛練強化されることには、ツァー時代以来の民族対立が持続され、ソ連瓦壊の危険となる。これが指導層に認識され、工業と文化の急激な発展策が遂行された。

五、アジア諸民族の民主的革新

(六)では、植民地半植民地は、第一次大戦とロシア革命の影響をうけて近代的革新の軌道に乗ったと前置きして、トルコの改革を述べる。ついで新疆省の革新について、「この変革を『赤化』という言葉をもってほかすことは、新たにアジアに展開しつつある民族問題の本質的解決を誤らしめる危険」がある、とする。「赤化とは一般観念では共產主義の

実現或いはその実現のための勤労階級による政治権力の獲得を意味する」。しかし「新疆の実際は土着資本地主層の利害のみならず各民族民衆の利害に基づく新たな民主主義的発展であり、同時に……反帝国主義的である」。そしてこの革新が、もし重慶政権の手で、国際環境にも恵まれて全中国に実現されたとすれば、東亜情勢は現在とは全く異なつたものとなつたであらう、とも述べる。

つぎに中国の変化が分析され、国民・共産両党の対立は、結局、両党の民族政策の真価によつて決定されるを得ないとする。

最後にインドについてふれ、ネール指導下のインド人民が、英帝国が真にかつ現実に要求を容れ、また枢軸諸国の後進諸民族に対する政策に変化がないとすれば、英帝国とともに世界戦争に参加する決意を表わしているという事態に注目する。

六、反帝・新民主主義運動と日本
(七)では、第二次大戦に至る世界情勢の特徴は、一方において資本主義世界における停止なき対立の激化、他方において資本主義世界から無視された諸国における反帝国主義―新民主主義の運動の発展である。これらはいま人類に提起されている文明

と文化との調整問題を解決するため二つの方向と考えられる。十億のアジヤ民衆の人心を収攬し領導すべき雄渾な全国民的思潮とこれに基づく政策は、こうした世界情勢に対する冷静で科学的な考察なしには生み出すことはできない、とする。「もし欧米勢力をアジアより駆逐したる大和民族が、日清日露戦争以後の如く依然として欧米帝国主義の追隨者としてアジア諸民族に対するとき、アジア諸民族のうちに孤立する危険を自ら招くものである」。

細川は、日本のアジアに対する民族政策の変革の必要性を世界史の動向と結びつけて切論したのである。

七、「共産主義的啓蒙論文」か

小野康人に対する判決によれば、この論文は「唯物史観の見地より社会の発展を説き、社会主義社会の実現が現存社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道にして、我国策も亦唯物史観の示す世界史の動向を把握して、其の方向に沿い樹立遂行せらるべきことを暗示したる共産主義的啓蒙論文」であるとされている。西沢富夫の判決および細川と相川の子審終結決定にもこれと全く同じ説明がある。

細川嘉六はたしかにマルクス主義

の研究者ではあるが、戦前のマルクス主義者にはあまり見られない第一次大戦後の国際平和機構に対する高い評価など、独特の広い見方をもっていた。

この論文の骨格を形作っている文明と文化の調整問題は、(二)と(三)でも論じられているように、唯物史観でいう生産力と生産関係との矛盾という概念よりはもっと広いテーマである。それは、今日の環境問題などの課題とも関係することからも分かるように、射程距離の極めて長い問題である。

判決は、この論文が「社会主義社会の実現が唯一の道」だとしていると主張するが、この論文の結論はそれとは異なっている。たしかにソ連について文明と文化の矛盾の例外であるとか、その工業建設の成果を高く評価してはいるが、同時にそれが「血の粛正」などの犠牲を払つての所産であることにも目を閉ざしてはいない。中国についても農民、勤労者、都市小市民の民主主義的要求があまりにも強烈だったために、資本家、地主が怯えて国共分裂を引き起こしたことを批判的に書いており、これらの層と資本家、地主との共存をめざす新民主主義の道を評価して

いる。

この論文の主題は世界史の動向をにらんだ対外政策の問題であるが、ここではまず国際連盟の創設当初から民族自決の理念が不徹底で、植民地の独立にまで及んでいなかったことが問題とされる。そしてそれがより徹底的に進められた事例として、ソ連とその構成員である周辺諸共和国の経済発展があげられ、さらにその影響をうけたアジア諸国家諸民族の民主主義的革新が高く評価されている。民族自決政策が不徹底であったことはたしかに当時の資本主義問題ではあるが、社会主義とならなくては解決ができない問題だとは論じてはいない。この当時は敵国だったアメリカでも他の諸国でも理想としてはめざすことのできる方向である。論文の(七)では、「ソ連、トルコ、イラン、インド、支那等における挙国的な反帝国主義―新民主主義運動の発展沈静更に大発展」は、文明と文化との調整問題解決の一つの方向として注目すべきで、これらに対する冷静な考察の上に日本のアジア政策が立てられなければならないという結論が出されている。これは共産主義的啓蒙論文の域をはるかに超えたものだと言つてよいであらう。

(作成：関原勇弁護士)

冤罪事件年表

昭和	松川	八海	菅生	白鳥	藤本	帝銀	牟礼	田免	財田	松山	徳島	梅田	田島	丸田	正名	備考
1948 (23)	起訴														殺人事件	II 首なし事件有罪
1949 (24)															損害事件	下山事件・東大鑑定
1950 (25)	I 判決	起訴 I			起訴 I	判決 II		起訴 I	起訴 I						事件	弘前事件・古畑鑑定 財田川事件・古畑鑑定
1951 (26)	II				起訴 I	起訴 II		判決 II	起訴 I							古畑東大退官 〔東京医科歯科大へ〕
1952 (27)	(法律学研) 一部	判決 II	起訴 I	起訴 I	起訴 I	起訴 III		起訴 I	起訴 II						起訴	有罪 II
1953 (28)	破壊・有罪	起訴 II	I	I	判決 II	棄却 III		判決 I	起訴 II						起訴	東京医科歯科大に 〔法医学研究室開設〕
1954 (29)		棄却 III			棄却 III	棄却 III		判決 I	起訴 II						起訴	有罪確定 III
1955 (30)		(裁判官)			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	古畑 文化 勲章
1956 (31)	III	(真昼の暗黒)	II		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	松山事件・古畑鑑定 鳥田事件・古畑鑑定
1957 (32)		破壊・差戻	破壊・無罪		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						判決	
1958 (33)	(廉助メモ)	II'	III		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						判決	
1959 (34)	破壊・差戻	無罪	III		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						判決	「ある殺人事件」出版 古畑退官・科警研所長
1960 (35)	II'	III'	無罪確定		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1961 (36)	無罪	III'			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1962 (37)	III'	破壊・差戻			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1963 (38)	無罪確定	II''			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1964 (39)	(国賠請求)	II''			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1965 (40)		有罪	中国鑑定(1) 再審請求		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	古田事件再審無罪確定 「首なし事件」出版
1966 (41)		III''	中国鑑定(2) II		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1967 (42)			(事実調査)		判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1968 (43)	(法律死去)	無罪確定			判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	
1969 (44)					判決 III	棄却 III		判決 II	起訴 III						起訴	青地「死罪の恐怖」出版

小野 貞さん追悼の集い 「支援する会」結成10年の集い 講演の趣旨 発言

(文責・事務局)

冤罪事件と日本の裁判

弁護士 関原 勇

IRAの爆弾テロに関する冤罪事件を扱った映画「父のいのりを」、文庫本も出ていますが、ここで弁護士は多くの証拠を集め検討し、警察のでっちあげを明らかにしていきま

す。我々弁護士はじぶんの体験や感動を多くの人に伝え、人を動かし世論をつくり、制度を変えていく、これが民主主義ではないかと思いま



件に活用していく、そういう関連をもっていることがわかります。一つの転機は松川事件です。裁判批判は戦後もタブーになっていきましたが、五二年頃から雑誌に批判論文が始め、五五年に正木ひろしの『裁判官』がベストセラーになり『真昼の暗黒』として映画化されます。裁判批判が国民の権利として当然のことになっていきます。

資料の表(四〜五ページ)を見ると、いろいろな事件の成果を他の事

件に活用していく、そういう関連をもっていることがわかります。一つの転機は松川事件です。裁判批判は戦後もタブーになっていきましたが、五二年頃から雑誌に批判論文が始め、五五年に正木ひろしの『裁判官』がベストセラーになり『真昼の暗黒』として映画化されます。裁判批判が国民の権利として当然のことになっていきます。

戦後、刑法は変わりましたが、裁判がよいものになったのではなく、本質は官僚裁判が連続と続いています。若い裁判官もその中に組み込まれていっています。権力をたえず批判し続けていかなければなりません。また、どんなにむずかしい裁判でも、何かやれば問題点が出てきますし、それで何とかしていくこともできます。時間の経過と状況の変化もあるでしょう。最後まであきらめないで、くいついていくということにつきると思います。

五九年ころまでに、裁判批判の種がまかれ、種子が摘み取られ、次のステップに生かされていきました。続いて吉田巖窟王の無罪。調査の過程で権力が様々な違法行為をしたことが明らかになり、これを国民に伝えていきました。

戦後、天皇制のうやむやの中で日本全体が深刻な反省をしませんでした。四九年に司法修習生として横浜事件の子審判事に会いましたが、この人は天皇の忠実な官僚でした。横浜事件でも、もう一度いろいろなことを掘り起こしていくしかないと思います。

再審裁判は判決を変えない「狭き

道

引き続きご支援を

小野 新一

● 老齢の母は再審請求が中途になることを危惧して、私たち二名を連名申立人となりました。母が亡くなりそれが現実となってしまい、大変残念です。

父が早く亡くなり、不当とは思っていても、支援会の方々のご助力がなければ再審請求もできなかったかもしれません。

無事に納骨もすませました。支援会の皆様に改めて感謝申し上げますと共に、今後もご教授、ご支援をお願い申し上げます。

小野 伸子

何もわからないまま、母と暮す中で多くを学んできました。

父の事件を知った時、人や世の中に対する不信感もちました。しかし、再審請求の中で多くの方々が、このような不信感から脱却させてくださったと思います。

皆様に感謝いたします。これからもよろしくお願い申し上げます。

戦後50年と横浜事件

弁護士 大川 隆 司

第二次再審請求にあたって、細川論文の客観的評価の鑑定書を準備中としましたが、十月に今井先生の鑑定書ができました。

小野さんは雑誌『改造』の記事として細川論文を世に出す手伝いをした、それが治安維持法違反ということで罰せられました。

横浜地裁は今井鑑定書を読みながら、細川論文に正面から取り組んでほしいと思います。

小野さんの判決では細川論文が共産主義の啓蒙だとしていますが、この論文の趣旨は民族自決主義を尊重・評価すべきである、というものです。

このような論文に何故共産主義のレッテルがはられたのでしょうか。

四三年五月、司法省での裁判官や検事の会で、国体の本義に反する思想行動、聖戦の完遂に障害を与える思想行動は弾圧しなければならぬという訓辞がありました。国体の本義は治安維持法概念ですが、それと並行して聖戦完遂も同一レベルという捉え方がありました。そのよ

うな意識を前提にしないと、細川論文へのレッテルはでてこないでしょう。

小野さんの判決では細川論文が証拠として取り上げられていませんが、供述書では取り上げられています。相川手記によると、細川論文は共産主義者の決起、革命断行の論文だという調査を取られています。

多少とも批判的な言辞をとる行動が国体に関する問題と同列に取り上げられていたこと、拷問で、細川論文の趣旨を異なるものにさせたこと、これによって細川論文を世に出すことが治安維持法違反という判決になっています。

再審請求では、細川論文が治安維持法第一条違反という当時の司法部の考えを問い直すことになりました。誤った判決を今日の視点で改めて見直すことです。裁判所の戦争責任、歪曲したことに對する反省を求めることです。小野さんだけの問題ではなく、裁判所の戦争責任と向き合う問題なのです。(弁護士事務局長)

● 発言から ●

映画監督 橋 裕 典

数年前に横浜事件のビデオをつくりました。その中で証言してくださいました。亡くなられた人もいます。再審請求の経過を見るとはがゆいような点もありますが、そのはがゆさを越えて継続していくこと、次の世代に伝えていくことも重要だと思っています。

弁護士 山本 一郎

昭和二四年に裁判官になり、昭和六四年に退官しました。任官した頃は日本国憲法施行直後で、基本的な権が保障される社会をめざし権力のいきすぎをチェックしようという人が裁判官にも多くなりました。

戦前の裁判を是正することは、その時代を少しでも知っている者の使命でもあると思います。

裁判官も時代や社会から影響を受けます。何よりも一般の国民が何を考えているかということが大きいと思います。

日本国憲法ができた頃から見ると、元の戦前の古い考えに戻りつつあるのではないか、施行当時のよう

に人権を重んじる社会にしていかなければならないと思います。そういったことで大川先生のお誘いに応じ参加しました。(弁護士)

弁護士 日下部 長作

第2次再審裁判



治安維持法で逮捕されたり死刑にったり獄死したりした方々やその家族が救済されないのはおかしいと思っています。

また、敗戦直前の治安維持法裁判は裁判の名に値したのでしょうか。法律の名のもとで裁いたということ、法曹関係の戦争責任の追及がほとんどなされていません。

責任が解明されない限り、法の拡大解釈という点が是正されない限り、また同じことを繰り返すのではないかと思います。

法曹関係者として反省もしなければならぬということ、この再審裁判をぜひとも実現していきたいと思っています。(弁護士長)

会員の声

事務局へお寄せくださったお便りを紹介させていただきます(文責＝事務局)

●再び恐ろしい時代が来ないように

「新かながわ」で再審請求を知りました。今横浜刑務所の側を通って通勤しています。いろいろなおもいがあります。時間がないのでカンパだけ同封します。再びあの恐ろしい時代が来ないように小さな小さな力ですが、何かをしなくてはと思います。ペンをとりました。(若林 佳子)

●小野さんのご冥福を祈ります

心よりご冥福をお祈りすると共に誠に残念でたまりません。(ご霊前にお供え下さい) (南部 正男)

●新一さん・信子さんと共に

新年度の会費とカンパを送ります。お元氣な小野貞さんが亡くなられたのには驚きましたが引き継がれた新一さん、信子さんと共に再審実現をめざしましょう。(亀井 幸代)

●再審は当り前のこと

こんな自明な事が解決できないまま、関係者が次々と亡くなられ、なんとももどかしい思いがいたします。(浅尾 充子)

●小野さん、ご冥福を

小野貞様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。(深代 典子)

●畑中先生はお元氣でしょうか

(原満三寿・律子)

●12・8集会に参加します

会費送ります。残りはカンパに。12月8日上京しているかと思えますので、参加出来るかもしれません。(加藤 丸子)

●残念な小野貞さんの訃報

貞さんの訃報を知り残念です。出版労連の大会で元氣に訴えていた姿が浮かびます。宮城の育んだ素晴らしい女性でしたし、誇りでもありました。どうか安らかにお休み下さい。(齋藤 孝)

●小野貞さんのご霊前に

会費が遅くなりました。小野貞様のご逝去本当に残念です。心ばかりですがお供え下さい。(万代 妙子)

●遺されたお二人を先頭に

小野貞様のご逝去を心からお悔み申し上げます。今後はしっかりと引き継がれる遺児お二人を先頭に、多くの支援の皆様と共に、微力ながら支援を続けさせて頂きます。(山崎 義子)

●ニュースをいつも読んでいます

会費だけの会員で申し訳なく存じます。ニュースの内容にいつも励まされております。(田沼 祥子)

ます。ニュースの内容にいつも励まされております。(田沼 祥子)

●小野さんのご冥福を

ご無沙汰しています。あちこち引っ越していますので集会にも出席出来ませんが、頑張ってください。(岡田 富久子)

●小野さんのご冥福を

心から小野さんのご冥福をお祈り申し上げます。(小平 克)

●12・8集会に参加して

先日の集いは、とても暖かい雰囲気を感じて、行って良かったと思っています。戦後の冤罪事件に関われ、闘ってきた経験を熱く語り、関心を持ってくださった方々、低く語られた関原弁護士。低い声で言葉を確かめるかのように話されながら「司法の戦争責任を問う」とはつきり語られた大川弁護士、そして小野兄妹のとってもあたたかなあいきつ。小林さん・木村さんの力強いあいきつなど。会員としてただいるだけしかできませんがこれからもいつづけようかなと改めて思いました。また交流会にも参加させていただきます。いろいろなお話しをうかがいました。これからよろしくお願ひします。お体に気をつけて、良いお年をお迎え下さい。(森田 敏彦)

カンパを寄せられた方々

(敬称略)

- ＜9月＞ 酒井広 若林佳子
- 海老原光義 11月 小野信子 熊谷浩一 亀井幸代 野々村敏 沼田稲次郎 富重和子 浅尾充子 石原春男 深代典子 原満三寿・律子 塩田庄兵衛 加藤丸子 木下忠司 大江志乃夫 松本幸輝久 実方義雄・とみこ 山住正己 外山雄三 小野新一 中西篤 清水英夫 千葉良信 渡辺等 12月 荒牧三恵 小野信子 梅田正己 友利恵勇 松岡喜美栄 山崎義子 松野修 近藤正巳 伊藤昌太 鈴木三男吉 藤井良平 山川次郎 木口和夫 塩田哲子 上館良継 辻嶋佳宏 宮沢謹吾 竹沢茂樹 細野康雄 窪田宏 高田和言 青木誠

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル302
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

＜年会費＞ 個人＝2000円 団体＝5000円

●郵便振替 00130-7-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」